

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成に関する説明会

杉並区
危機管理室防災課

目次

1. 法改正の概要
2. 水害対策における基礎知識
3. 避難確保計画の作成について
4. 気象情報等の入手方法について

1. 法改正の概要

1-1 風水害による被害の頻発

H29年7月九州北部豪雨



大分県日田市小野地区 斜面崩壊

写真:九州地方整備局

H27年9月関東・東北豪雨



茨城県常総市 鬼怒川破堤

写真:国土交通省

H21年7月中国・九州北部豪雨



山口県防府市 土砂災害

写真:中国地方整備局

H21年7月中国・九州北部豪雨



山口県防府市 土砂災害

写真:国土交通省

1-1 被害の甚大化

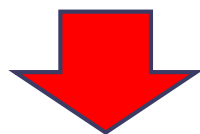
H28年8月30日 岩手県おもとがわ小本川の水害 時間最大雨量70mm(岩泉町いわいづみちよう)

台風10号により「グループホーム楽ん楽ん」と「介護老人保健施設ふれんどりー岩泉」(岩手県岩泉町)で、大きな被害が発生



1-2 法改正の背景

- ①日本各地で豪雨による河川の決壊や、逃げ遅れによる多数の死者や経済損失の発生。
- ②全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、ハード及びソフト対策を一体として、社会全体で水害に備える水防意識社会の再構築への取組が必要。



「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を繰り返さないための対策として、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正された。

1-3 法改正の趣旨


○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の義務化

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(平成29年6月)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画の作成・訓練の実施が義務化**されました。
- ・計画を作成しない場合には、**区からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります**。避難確保計画の区への報告も法定義務となります。


ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

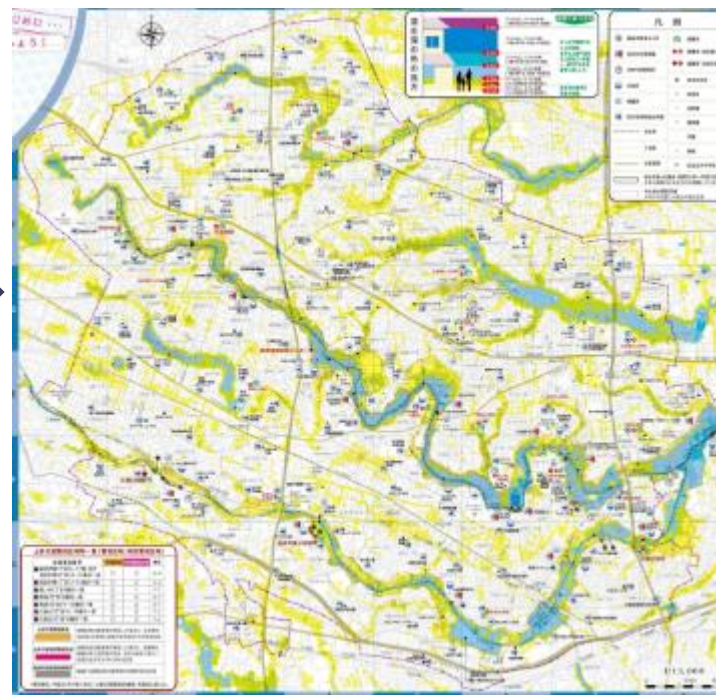
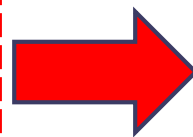
※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

1-4 浸水想定(予想)区域とは

「**浸水想定区域**」とは、河川の氾濫による浸水が想定される区域及び浸水深を指し、「**浸水予想区域**」とは、河川の氾濫及び下水道の溢水により浸水が想定される区域及び浸水深を指します。

(杉並区わが家水害ハザードマップ)

水害ハザードマップで色のついて
いる箇所が浸水が予想される区域
です。(区では浸水予想区域を採
用しています。)
説明会の通知と一緒に送付してお
りますので、ご確認ください。



★【区公式HPからでも確認できます】★
区公式HPから「水害ハザードマップ」で検索して
ください。

1-5 土砂災害(特別)警戒区域とは

「土砂災害(特別)警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のことを指します。

★区内の土砂災害(特別)警戒区域一覧★

区域指定箇所

高井戸東1丁目16・17番及び 高井戸東2丁目22・23番の一部	高井戸東1丁目12・16番の一部
堀ノ内1丁目9番の一部	和泉4丁目18番の一部
和泉4丁目39・40番の一部	久我山2丁目16・18番の一部
久我山2丁目16番の一部	

★【区公式HPからでも確認できます】★

区公式HPから「土砂災害ハザードマップ」で検索してください。

1-6 要配慮者利用施設とは

要配慮者利用施設とは、下記表のとおり、社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設を指します。

高齢者施設等	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む）、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（みなし事業所を含む）、認知症対応型通所介護事業所
児童福祉施設等	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児入所施設、児童館、こどもセンター、児童クラブ、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）
障害者施設等	療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立訓練事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター
病院等	病院、診療所（患者を入院させるための施設又は人工透析設備を有するものに限る）、助産所（助産又は保健指導を行うための入所施設を有するもの）
教育施設等	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、野外体験教室

1-6 区内の対象施設

令和3年6月現在

①浸水予想区域内にある要配慮者利用施設

251施設

②土砂災害(特別)区域内にある要配慮者利用施設

1施設

※施設の新設・閉設等により対象施設数については、変動します。

2. 水害対策における基礎知識

2-1 避難所の開設

区内には浸水害や土砂災害に備え、23箇所を避難所として指定しています。

【水害時の避難所】

※荻窪地域区民センター(荻窪2-34-20)	※杉並会館(上荻3-29-5)
杉並第二小学校(成田西3-4-1)	和田小学校(和田2-30-21)
杉並第一小学校(阿佐谷北1-5-27)	杉並第三小学校(高円寺南1-15-13)
東田小学校(成田東1-21-1)	桃井第三小学校(西荻北2-10-7)
四宮小学校(上井草2-12-26)	荻窪小学校(宮前2-13-18)
高井戸小学校(高井戸西2-2-1)	堀之内小学校(堀ノ内3-24-11)
永福小学校(永福2-16-33)	阿佐ヶ谷中学校(阿佐谷南1-17-3)
中瀬中学校(下井草4-3-29)	荻窪中学校(善福寺1-8-3)
松ノ木中学校(松ノ木1-4-1)	泉南中学校(堀ノ内1-3-1)
高井戸第三小学校(下高井戸4-16-24)	

※荻窪地域区民センター及び杉並会館については優先的に開設し、その他の避難所については、降雨状況や浸水状況等により開設します。

2-1 避難所の開設

【土砂災害時の避難所】

※大宮中学校(堀ノ内1-16-38)	久我山会館(久我山3-23-20)
高井戸東小学校(高井戸東1-12-1)	方南小学校(方南1-52-14)

土砂災害時の避難所については、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等の情報に基づき開設をします。開設状況については、区公式HPに掲載をします。

※大宮中学校については、水害時及び土砂災害時に開設する避難所となります。

2-2 避難する際の原則

避難所へ避難をする際は、**必ず避難する前に避難所の開設状況を確認してください。**区公式ホームページや区役所に連絡をすることで、避難所の開設状況を確認できます。また、避難所に必ず避難をしなければならないということではありません。


施設内に上階がある場合は、**上階に避難する「屋内安全確保（垂直避難）」も避難行動の一つです。**避難所への避難がかえって危険な場合は、**屋内安全確保（垂直避難）により身の安全を確保してください。**（建物の被災もあるので、避難所の指定は必要）

【注意点】

地震時の避難所（震災救援所）と水害時の避難所は重複する箇所もありますが、同一ではありません。避難所の指定の際は必ず水害時の避難所を指定してください。

2-3. 気象情報(注意報と警報)

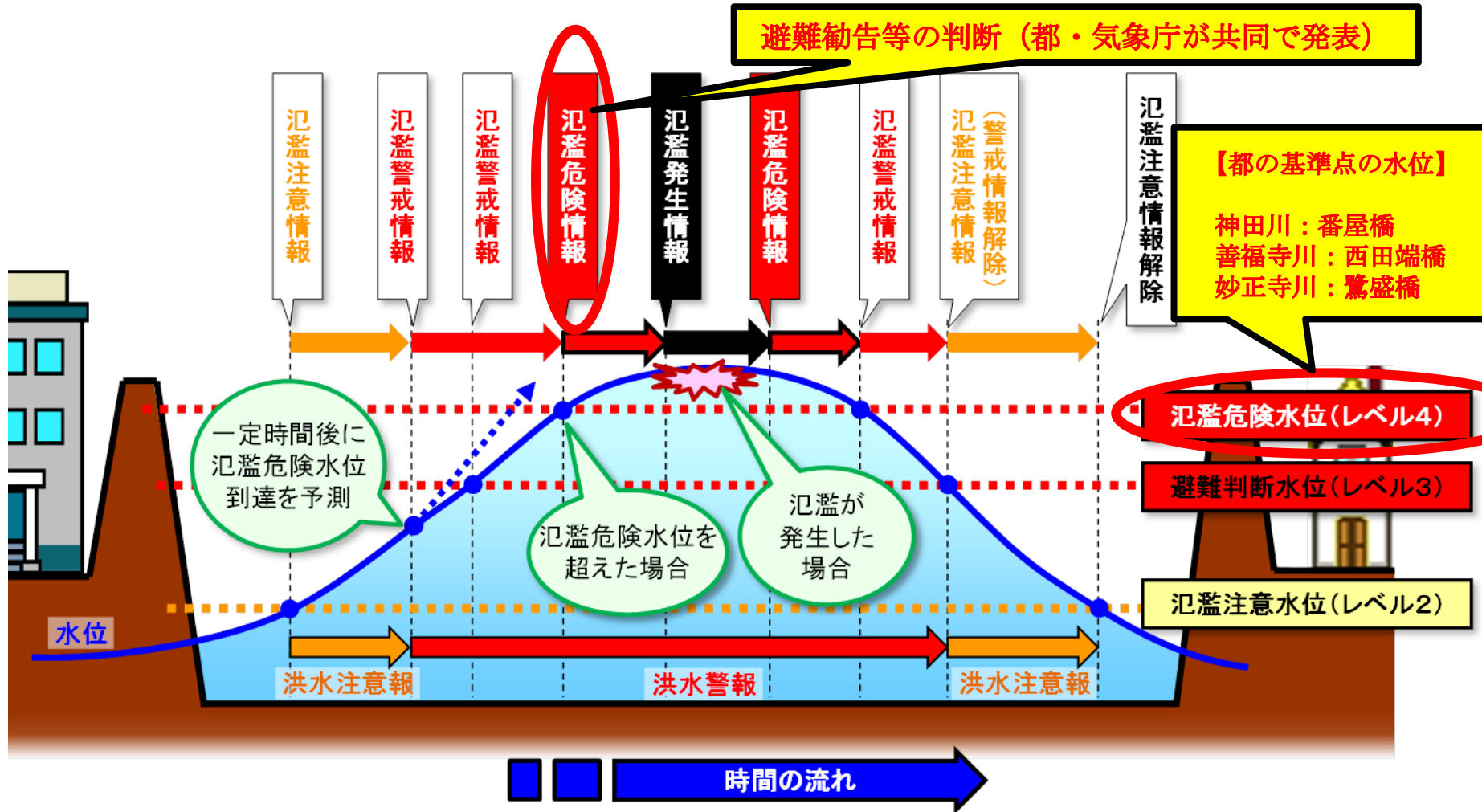
大雨・洪水に関する気象情報等



警報・注意報の種類	発表基準
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したとき。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、解析したとき。
大雨警報 洪水警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨注意報 洪水注意報	大雨による災害発生するおそれがあると予想したとき。 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。

2-4. 河川の情報

(神田川・善福寺川・妙正寺川) 氾濫危険情報



2-5. 避難情報と警戒レベル

区が発表する避難情報には「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の3種類があります。

要配慮者利用施設では、自力避難が困難な利用者も多く、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始することが必要となります。



2-6. 情報相関図



	気象情報	河川の情報	避難情報
高	大雨特別警報 (浸水害)	氾濫発生情報	【警戒レベル5】 緊急安全確保
危険度	土砂災害警戒 情報 大雨・洪水 警報	氾濫危険情報	【警戒レベル4】 避難指示
			【警戒レベル3】 高齢者等避難
低			

3. 避難確保計画の作成について

3-0. 計画の作成にあたって

水害ハザードマップで貴施設の水害リスクを把握したうえで避難確保計画を作成してください。

★の部分に記載することで、標準的な計画書が作成できるように、区の方でひな形を作成しました。

計画作成後は、計画書の内容を施設職員に周知し、共有することが重要となりますので、各施設にてご対応をよろしくお願いいたします。

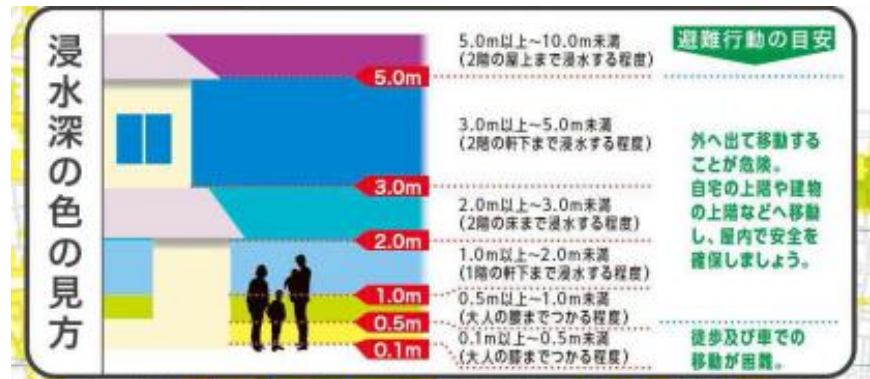
3-0. 水害リスクの把握



□水害リスクの確認

水害ハザードマップを確認し、自分の施設の浸水深を確認してみてください。

最寄りの避難所や、自分の施設周辺の浸水深を確認しておくことも、避難の際には重要な情報となります。



(杉並区わが家の水害ハザードマップより抜粋)

3-1. 【様式1】計画の目的・報告・適用範囲

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

①計画の目的を記入
(区で記載済)

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を区長へ報告する。

【提出先】

杉並区危機管理室防災課（杉並区阿佐谷南1-15-1）
電話：03-3312-2111 内線3603、3618
Mail：bosai-k@city.suginami.lg.jp
(様式1～7、10、12を提出)

②計画作成後、防災課
にご提出ください。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】



人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

③施設の利用者数及び施設職員数を記載してください。記載する表については、施設状況に応じて加工していただいても結構です。

3-1. 【様式1】計画の目的・報告・適用範囲(地下鉄)

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】



人		数	
昼間・夜間		休日	
施設職員		施設職員	
昼間	名	休日	名
夜間	名		

※利用者数が曜日・時間帯によって変動する場合は、曜日や時間帯ごとの施設職員数について詳細に記載してください。

※地下駅（改札）や地下通路などで他の施設と連続する施設の場合は、他の施設からの浸水が発生する可能性があるため、連続施設の所有者または管理者に意見を求め、可能であれば共同で避難確保計画を作成してください。

③地下鉄については、利用者数の記載は不要です。施設職員のみ記載となります。(利用者が不特定のため)

なお、利用者数が曜日時間帯によって変動する場合は、曜日や時間帯ごとの施設職員数を記載してください。(必要に応じて表を加工してください。)

3-2. 【様式2】防災体制の確立

いつ行動するか

何を・誰が行うか

様式2

4 防災体制
連絡体制及び対応本部は、以下のとおり設置する。
【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
	注意体制確立		
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

体制確立の判断時期

以下のいずれかに該当する場合

- ○○
- ○○

以下のいずれかに該当する場合

- ○○
- ○○

以下のいずれかに該当する場合

- ○○
- ○○

体制

注意体制確立

警戒体制確立

非常体制確立

活動内容	対応要員
.....
.....
.....

3-2. 【様式2】防災体制の確立



【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下に該当する場合 ○大雨・洪水注意報の発表 () ()	注意体制確立	気象情報、洪水予報等の情報収集 避難所の開設状況の確認 職員間での情報共有	情報収集伝達要員 () ()
以下のいずれかに該当する場合 ○大雨・洪水警報の発表 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令 ()	警戒体制確立	気象情報、洪水予報等の情報収集 避難所の開設状況の確認 職員間での情報共有 浸水防止用資機材の準備 避難誘導に係る資機材の準備	情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ○神田川・善福寺川・妙正寺川氾濫危険情報の発表（河川は適宜選択） ○避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ○既に浸水が始まっている	非常体制確立	利用者の避難誘導 施設利用可否の判断（必要に応じて） ※施設利用を中断する場合はその周知。	管理者 避難誘導要員 情報収集伝達要員 ()

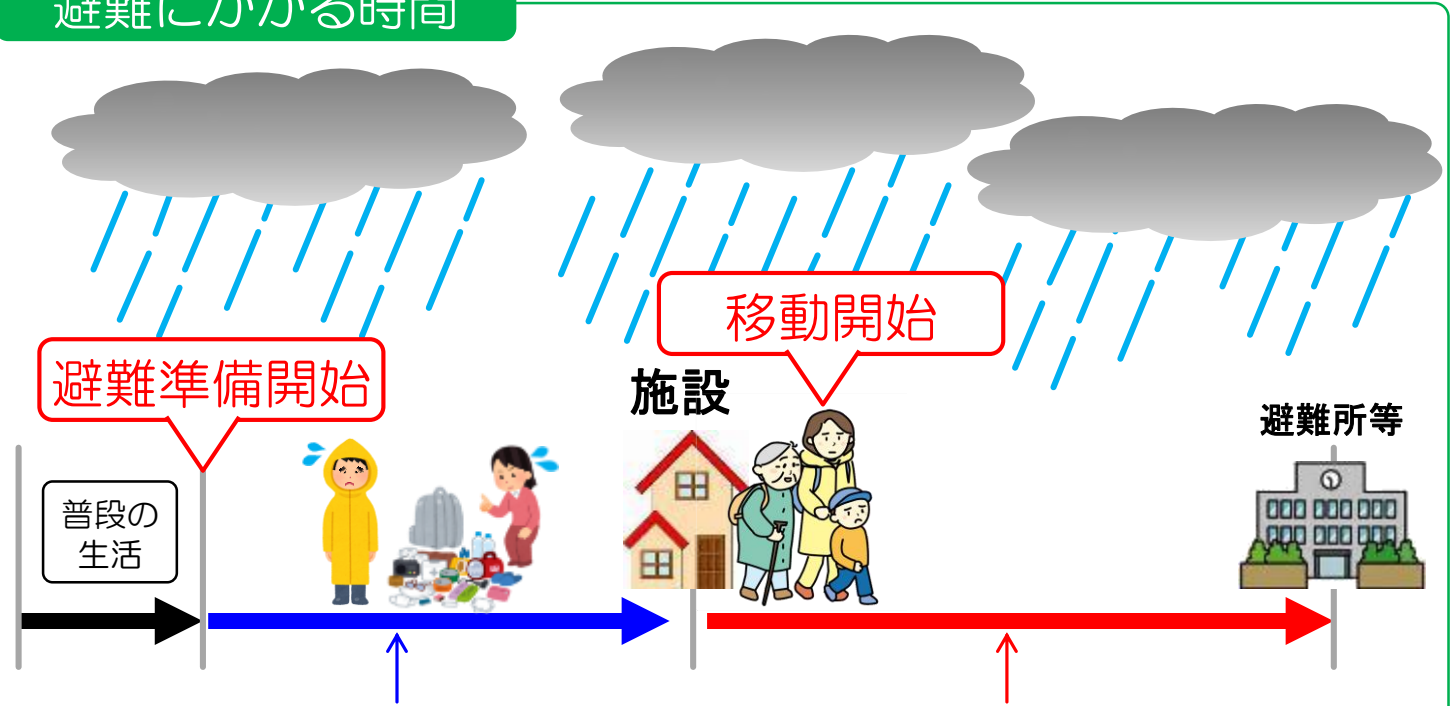
個人名は記載しないでください。

体制確立の判断時期、活動内容、対応要員については、防災課で例示を記載をしました。内容を確認いただき、追記があれば「()」内に記載してください。

氾濫危険情報の対象河川については、各施設で施設に一番近い河川のみ記載してください。

3-2. 【様式2】参考資料

避難にかかる時間



①避難準備にかかる時間

約 分・時

②避難所等までの移動時間

約 分・時

③避難にかかる時間

時間 (①+②の合計時間) 分・

避難を開始する前には、必ず準備の時間が必要となります。避難所への避難も多くの時間を要する場合があります。リードタイムを踏まえ、避難行動を取るようしてください。

3-2. 補足：屋内安全確保(垂直避難)について

水害時の避難については、必ずしも避難所へ避難しなければならないわけではありません。

避難所への避難がかえって危険となる場合や避難所へ避難する時間が無い場合は、施設の上階などに避難する、「**屋内安全確保(垂直避難)**」によって身の安全を確保してください。

施設内に上階が無い場合は、気象情報等をもとに早めに避難所への避難を開始してください。

3-3. 【様式3】情報収集・伝達

様式2で決定した防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法を施設内の情報伝達経路を決定してください。

必須

収集する情報	収集方法
気象情報 洪水予報・河川水位 避難所の開設状況	テレビ、ラジオ、区公式ホームページ、杉並区「災害・防災情報メール」インターネット等による情報収集 【参考となるウェブサイト】 国土交通省「川の防災情報」 http://www.river.go.jp/ 区公式ホームページ http://www.city.suginami.tokyo.jp/ 「杉並区 気象情報」 http://www.micosfit.jp/suginami-ku/ 杉並区防災アプリ「すぎナビ」 http://www2.wagmap.jp/suginami/top/
避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】、避難勧告、避難指示（緊急）【警戒レベル4】	防災行政無線、テレビ、ラジオ、区公式ホームページ、杉並区「災害・防災情報メール」、緊急速報メール等

施設管理者及び施設においては、「杉並区防災・防犯情報メール」に必ず登録してください。

防災課であらかじめ記載しています。他にも各施設で情報収集に使用しているものがあれば追記してください。

3-3. 【様式3】情報収集・伝達



(2) 情報伝達

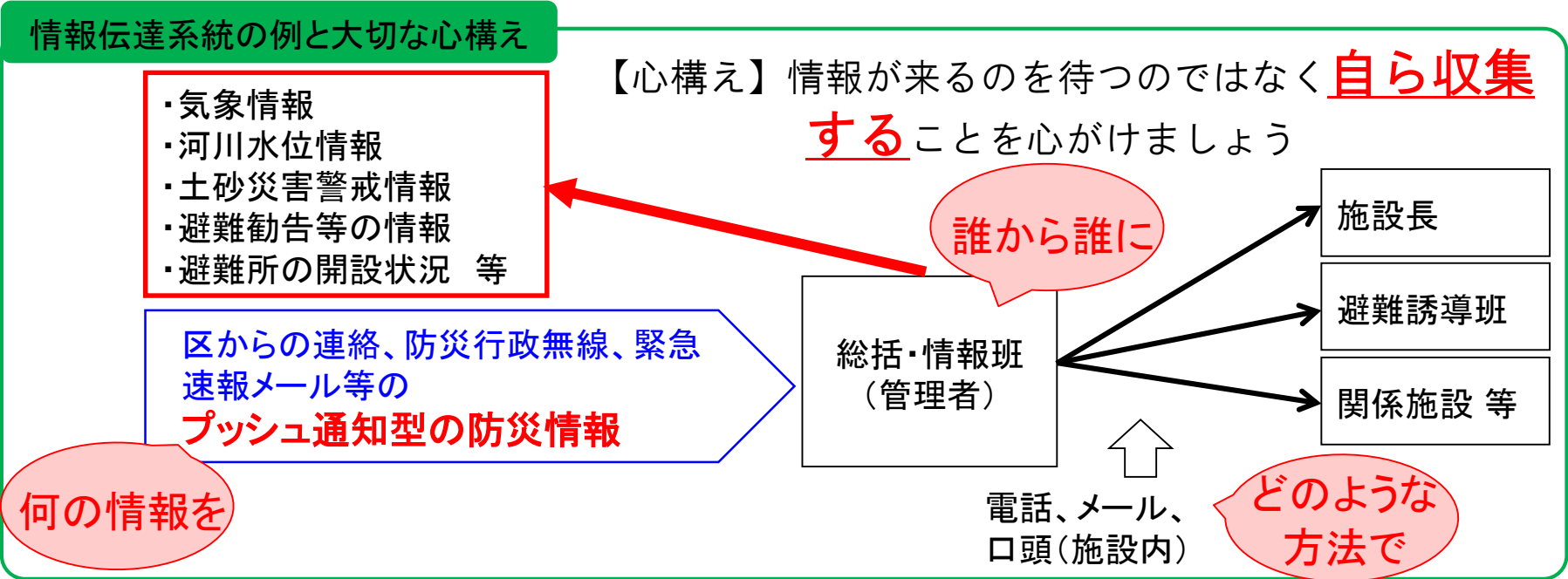
- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②施設利用者等を避難させる可能性がある場合には、様式8・9「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者（利用者の家族）等に対し、「●●●●●（避難先）へ避難する」旨を連絡する。
- ③施設利用者等を避難させる場合には、災害対策本部（03-3312-2111）に「これより●●●●●（避難先）に避難する」旨を連絡し、避難所の開設状況を確認する。
- ④施設利用者等を避難させる場合には、様式8・9「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者等に対し、「●●●●●（避難先）へ避難する。引き渡しは●●●●●（避難先）において行う。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- ⑤避難の完了後、災害対策本部に避難が完了した旨をメールにて連絡する。
- ⑥避難の完了後、様式8・9「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者等に対し、「避難が完了。これより●●●●●（避難先）において引き渡しを行う」旨を連絡する。

防災課であらかじめ記載しています。
各施設ごとに指定した避難先及び追記事項があれば記載してください。

3-3. 【様式3】参考資料

検討時のポイント！

■ 「何の情報を」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決めましょう。



事前に収集情報や、伝達先を定めておくことで、円滑に共有することができます。

3-4. 【様式4】浸水防止活動(地下鉄)

(1) 浸水防止活動

下図「浸水防止用設備配置及び避難経路図」のとおり、止水板等(防水板、土のう等)を設置し、浸水防止を行う。



浸水防止用設備等の設置基準は以下のとおりとする。(該当箇所にチェック)

- 大雨・洪水警報の発表
- (神田、善福寺、妙正寺【適宜選択】)川氾濫危険情報が発表された場合
- (神田、善福寺、妙正寺【適宜選択】)川氾濫発生情報が発表された場合
- 大雨特別警報の発表
- 記録的短時間大雨情報
- 道路冠水情報(施設で確認した場合も含む)
- その他浸水が予想され管理者の指示があった場合

浸水防止用設備(止水板、土のう等)の設置基準に該当するものにチェックをしてください。



浸水防止用設備等については、下表のとおり保管してある。

資機材名	保管場所	備考(使用用途等)

浸水防止用資機材の保管場所を記載してください。

3-4. 【様式4】屋外への避難経路(地下鉄)

浸水防止用設備配置及び避難経路図

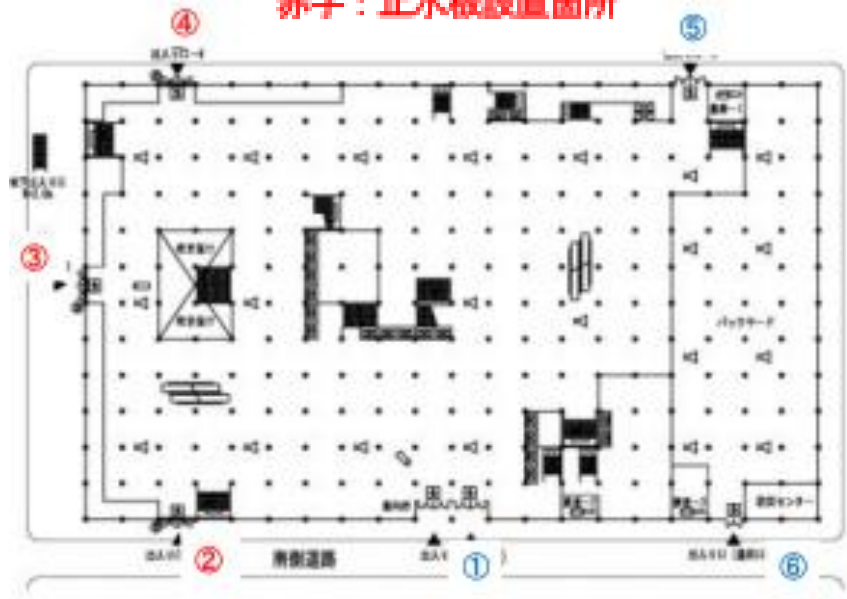


施設平面図等を活用し、屋外への避難経路、誘導員の配置場所、浸水防止設備の設置場所・保管場所等を記載してください。

参考

青字：土壌設置箇所

赤字：止水板設置箇所



地上1階平面図

※施設平面図等を活用し、作成してください。(避難経路及び止水板等設置位置を記載)

3-4. 【様式4】避難誘導

施設に上階があれば「屋内安全確保(垂直避難)」する部屋名をご記載ください。
 また、浸水状況や避難所の開設状況を考慮し、複数の避難所を指定してください。

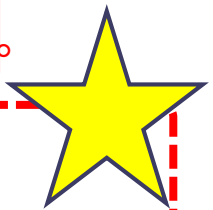
	名称(住所)	移動距離	移動手段
屋内安全確保	※具体的な部屋名を記載すること		
第一避難所	()	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩

	名称(住所)	移動距離	移動手段
第二避難所	()	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台

具体的な部屋名を記載。

()内に施設名と住所を記載してください。

原則徒歩避難となります。



必ずしも避難所へ避難しなければならないわけではありません。
 避難所への避難がかえって危険な場合は、屋内安全確保(垂直避難)を実施し、安全を確保してください。
 また、避難所への避難を実施する際は、開設状況を必ずご確認ください。

3-4. 【様式4】避難所への避難経路

第一避難所避難経路図



- 避難所までの避難経路図を作成してください。
- 施設の方々が、以下を共有することが大切です。
 - 避難先と避難経路がどこか。
 - 避難経路上で気をつけておきたいことはないか。(浸水が予想される場所を通っていないか等)

※地図データを貼り付けてください。(PC版「すぎナビ」をご活用ください。)

避難経路の作図については、「すぎナビ」を使用することで、簡単に作成することができます。すぎナビでの作図方法は次頁以降に記載します。

3-4. 【様式4】参考資料(すぎナビでの作図)

①

特集ページ・リンク集

すぎなみ子育てサイト	杉並区公共施設予約システム さざんかねっと
障害者生活支援サイトの～まらいふ杉並	杉並区立図書館

[特集ページ・リンク集をすべて見る](#)

エリア情報一覧

[すぎなみ動画一覧](#)

よくある質問と回答 **FAQ**

オープンデータ

すぎナビ 電子地図サービス

特別区全国連携プロジェクト

区公式HPの下方にある「すぎナビ」をクリック。

②

郵便番号・住所から探す

地域から探す

地域分類一覧

- 防災
- 地震被害シミュレーション
- 都市計画
- 観光・文化・自然
- 子ども・子育て
- 福祉・健康・暮らし
- 道路
- 統計情報
- イベント情報
- 公共施設

我が家の防災マップ

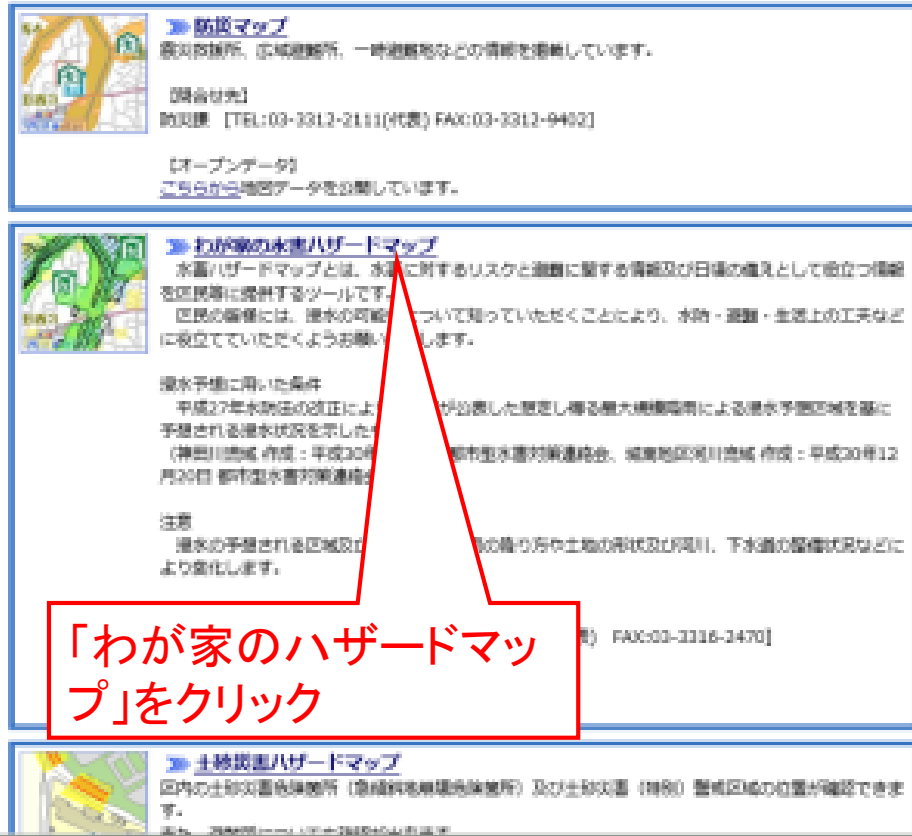
知りたい場所を中心とした避難所などの情報を見ることが出来ます。災害に備え事前に防災情報を確認しましょう。

[防災情報を確認する](#)

「防災」をクリック

3-4. 【様式4】参考資料(すぎナビでの作図)

③



▶ 施設マップ
観光地、公共施設、一時避難地などの情報を掲載しています。

【問合せ先】
防災課 [TEL:03-3312-2111(代表) FAX:03-3312-9402]

【オープンデータ】
こちらから地図データをお開きしています。

▶ わが家の水害ハザードマップ
水害ハザードマップとは、水に対するリスクと避難に関する情報及び日頃の備えとして役立つ情報を市民等に提供するためのツールです。
市民の皆様には、浸水の可能性について知っておくことにより、水防・避難・生活上の工夫などに役立てていただくようお願いいたします。

浸水予測に用いた条件
平成27年水防法改正により公表した想定し得る最大規模等による浸水予測区域を基に予測される浸水状況を示した
(神奈川地域作成：平成20年 都市型水害対策連絡会、埼玉県川越地域作成：平成20年12月20日 都市型水害対策連絡会)

注意
浸水の予測される区域及び浸水の程度は、地質、地盤の傾り方や土地の状況及び河川、下水道の整備状況などにより変化します。

【問合せ先】
防災課 [TEL:03-3312-2111(代表) FAX:03-3312-9402]

▶ 土砂災害ハザードマップ
区内の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）及び土砂災害（特別）警戒区域の位置が確認できます。

「わが家のハザードマップ」をクリック

④



右上にある「描く」をクリック

3-4. 【様式4】参考資料(すぎナビでの作図)

⑤



「線」をクリックし、地図上を2点クリックすると線を引くことができます。(透過度)を0にすると線がはっきり見えます。線の太さも調整できます。線を引き終わったら、「入力図形を確定」をクリックしてください。

作図後は、「印刷」をクリックすると、紙や電子データで打ち出すことができます。

3-5. 【様式5】避難確保のための施設の整備

避難確保資器材一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり__ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり__食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策

<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input type="checkbox"/> 土のうの保管場所（ ）	※水害ハザードマップで確認できます。

作成時のポイント！

- ①既に施設で整備されているものをチェック。（水害時に使用できる状態か確認も必要）
- ②避難所等での避難生活時に必要なもの（水、食料、利用者等の事情に沿った備蓄品）を確認
- ③不足物品等については、計画的に備蓄いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

<屋内安全確保（垂直避難）時の対応について>
 必要な物資の備蓄や、災害対策本部・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、屋内安全確保（垂直避難）に必要な資機材の整備をお願いします。
 浸水時における漏電により、停電することもあります。その際の対策も考えておきましょう。

3-6. 【様式6】自衛水防組織に関する事項

(地下鉄は様式10)

※組織設置施設のみ対象

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式6を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

各施設において自衛水防組織を設置する場合は、次頁以降の「活動要領」及び「別表1・2」を作成のうえ、区に提出してください。

3-6. 【別添】自衛水防組織活動要領

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

- 第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

- ①施設名を変更する
- ②班構成を修正する

②班構成を修正する

①施設名に変更する

※組織設置施設のみ対象

3-6. 【別表1・2】自衛水防組織の編成と任務

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

※組織設置施設のみ対象

作成の手順

【別表1】 様式12を活用する
 【別表2】 様式5を活用する

【様式12(地下鉄は9)「防災体制一覧表」を活用する

※個人名ではなく、役職や組織名を記載してください。

【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

管理権限者 () (代行者)		
総括・情報班	役職及び氏名	任務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	役職及び氏名	任務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

※個人名ではなく役職や組織名を記載。

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿(従業員、利用者等) 情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 照明器具(懐中電灯、投光機等)
避難誘導班	名簿(従業員、利用者等) 誘導の標識(案内旗等) 情報収集及び伝達機器(タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

3-7. 【様式7】教育及び訓練の年間計画

(地下鉄は様式6)

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



実施した場合○を記載

防災体制の確立・ 避難確保計画の年度版作成	情報収集推進委員・避難誘導委員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。	実施予定 月日 (月 日)
従業員への防災教育	○避難確保計画等の取組の共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など	実施予定 月日 (月 日)
施設利用者への防災教育	○本署の危険性や避難手段の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など	実施予定 月日 (月 日)
通所施設		
情報伝達訓練	○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日 (月 日)
保護者への引き渡し訓練	○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者へ引き渡すまでのかかる時間の計測 など	実施予定 月日 (月 日)
入所施設		
情報伝達訓練	○従業員の緊急連絡網の試行 ○事故等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日 (月 日)
従業員の非常参集訓練	○従業員の緊急連絡網の試行 ○避難後、全従業員が参集にかかる時間の計測 など	実施予定 月日 (月 日)
避難訓練	○防災条例と役割分担の確認、試行 ○施設から避難までの移動にかかる時間の計測 など	実施予定 月日 (月 日)
避難確保計画の更新	避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づき訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。	実施予定 月日 (月 日)

作成の手順

- 訓練内容と実施月を記入する。
 - ①施設職員と施設利用者の防災教育の日程を決める。
 - ②防災訓練の実施日は、**出水期前**に設定する。(6月まで)
 - ③訓練結果を踏まえ、計画の見直し時期を決める。
- ※訓練項目等については、自由に変更していただいて構いません。

※様式は問いませんが、訓練の実施結果については、年1回、毎年ご報告していただきます。

3-8. 【様式8】施設利用者緊急連絡先一覧表

※区への提出は不要です。

11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

※施設で既に作成している場合はそちらをご活用ください。

作成の手順

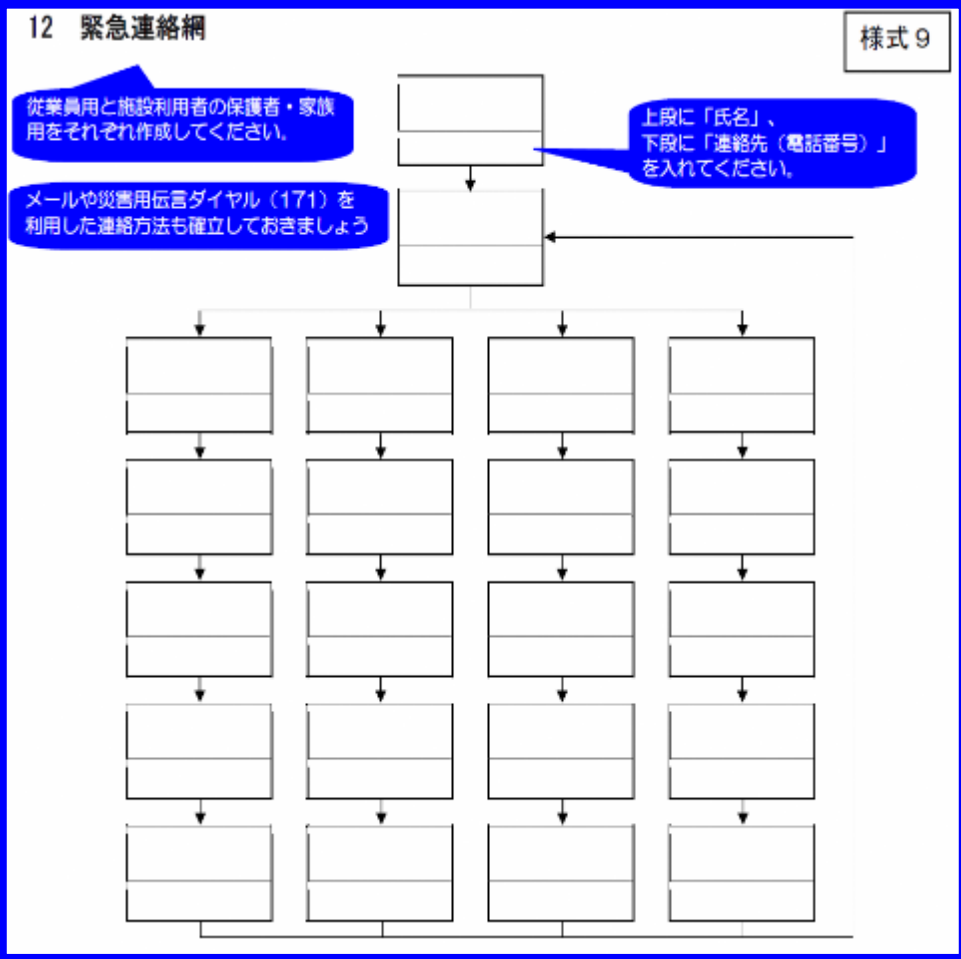
- ①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。
- ②施設利用者の緊急連絡先となる情報(氏名、続柄、電話番号、住所)を記入する。

<留意事項>

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

3-9. 【様式9】緊急連絡網(地下鉄は様式7)

※区への提出は不要です。



作成の手順

- ①管理者から施設職員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を作成する。(地下鉄は不要)連絡網を作成できない場合は、施設から直接連絡する形となる。

- <留意事項>
- ・ 連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要です。(例:連絡がつかない場合は一旦次の人に連絡し、同じ人が後から確認する等のルール化)
 - ・ 連絡先は定期的な更新が必要です。

※施設で既に作成している場合はそちらをご活用ください。

3-10. 【様式10】外部機関等への連絡先一覧表

※区への提出は不要です。 (地下鉄は様式8)

参考

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村 (防災担当)					
市町村 (福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

連絡先	電話番号
杉並区 (防災担当)	防災課 03-3312-2111 内線〇〇〇〇
杉並区 (福祉担当)	担当所管課 03-3312-2111 内線〇〇〇〇
杉並区 (土のう等)	杉並土木事務所 03-3315-4178
消防署	119 (管轄の消防署を確認して下さい)
警察署	110 (管轄の警察署を確認して下さい)
支援者	※いる場合は記載
医療機関	※最寄りの医療機関
ライフライン機関	(東京ガス、東京電力等の番号)

※施設の提携機関等を適宜追加して下さい

3-11. 【様式11】対応別避難誘導方法一覧

※区への提出は不要です。

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

作成のポイント！

- ①要配慮者の特性を踏まえた移動手段を整理する。
- ②誰が対応するかを決定する。
- ③移動に必要な時間を考える。

対応内容	施設利用者		避難誘導要員	
避難場所へ移動	<input type="checkbox"/> 単独歩行が可能な方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> 介助が必要な方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> 車いすを使用する方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> ストレッチャーや担架が必要な方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> そのほか ()	() 名	() 名	() 名
	担当者			
その他の対応	<input type="checkbox"/> ご自宅に帰宅する方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> 病院に搬送する方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> そのほか ()	() 名	() 名	() 名

<留意事項: 移動手段等について>

- ・移送時に搬送車の手配が必要な場合、夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認が必要です。
- ・避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

集計結果をまとめると全体を把握できます。

3-12. 【様式12】防災体制一覧表

※区への提出は不要です。

(地下鉄は様式9)

15 防災体制一覧表 様式12

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 ()名	
	・	
	・	
避難誘導 要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 ()名	
	・	
	・	

- 作成の手順**
- ①各要員の役割に適した担当者を決める。
 - ②各要員の対応内容を決める。

※要員種別や、役割等については、適宜追記してください。

4. 気象情報等の入手方法について

4-1 杉並区「防災・防犯情報メール」

必須

避難や災害に関する情報収集の手段として「防災・防犯情報メール」があります。区内の防災行政無線から放送された内容をメールで確認することができるほか、避難情報や防災気象情報、河川の水位情報等が確認できます。

災害時には情報収集が非常に重要とされ、気象情報や避難勧告等の情報がいち早く入手できますので、各施設及び施設管理者におかれましては必ず登録をお願いします。

防災行政無線から 放送された内容↓

こちらは、「防災すぎなみ」です。
ただ今(メール配信時)、防災行政無線から
放送している内容をお伝えいたします。
→「杉並区役所から、お知らせいたします。
ただ今、激しい地震がありました。火事と怪
我に注意してください。」
<杉並区危機管理室防災課>

4-2 電話応答サービス

防災行政無線で流れた情報は、電話でも確認することができます。

■電話 応答サービス

～ ご利用方法～

下記の電話番号にダイヤルします。



「03」から始まる一般電話・IP電話・携帯電話・PHS

0120-170-100（通話料無料）

上記以外（市外からの一般電話）

03-5378-8221（通話料がかかります）

4-3 防災地図アプリ「すぎナビ」

防災地図アプリ「すぎナビ」は避難所の開設状況や安全な避難経路等、災害時の有用な情報を入手できるスマートフォン向けの地図アプリです。被害状況の投稿もでき、区との情報共有を図る目的で災害時においても活用するものです。アプリのダウンロードにご協力ください。施設管理者のみではなく、職員にもダウンロードいただくことを推奨いたします。



【iOS】



【Android】



4-3 杉並区の気象情報

区公式HPもしくは「杉並区 気象情報」で検索すると、下記のように杉並区の気象情報が確認できます。雨の短時間予測、気象情報の発表状況、河川カメラの映像等が確認できます。

杉並区 気象情報 Weather information

トップページ

- 杉並区防災情報
- 短期・週間予報
- 警報・注意報(区市町村)
- 地震情報
- 台風情報
- 天気図
- 気象衛星
- 都内アメダス
- アメダス日表
- アメダスランキング
- 気象レーダー
- 短時間予測
- 竜巻注意情報
- 雨量情報
- 河川水位情報
- 河川カメラ映像
- 東京アメッシュ
- 災害防災情報メール配信サービス
- 災害気象情報電話通報サービス
- 杉並区公式ホームページ
- 東京都水防災総合情報システム
- 気象庁公式ホームページ
- 国土交通省防災情報提供センター

ご利用上の注意

日本気象協会提供

トップページ
更新 印刷

特別警報
警報
注意報

注意警戒文

伊豆諸島北部、伊豆諸島南部、小笠原諸島では、竜巻などの激しい突風や急な強い雨、落雷に注意してください。
伊豆諸島北部、伊豆諸島南部では、濃霧による視程障害に注意してください。

地域名		発表内容 (07月03日04時24分 発表)		
東京都	東京地方	23区西部	07月03日04時24分	発表されていません。
		23区東部	07月03日04時24分	発表されていません。
		多摩北部	07月03日04時24分	発表されていません。
		多摩西部	07月03日04時24分	発表されていません。
		多摩南部	07月03日04時24分	発表されていません。
伊豆諸島北部	大島	07月03日04時24分	雷 濃霧	
	新島	07月03日04時24分	雷 濃霧	
伊豆諸島南部	八丈島	07月03日04時24分	雷 濃霧	
	三宅島	07月03日04時24分	雷 濃霧	
小笠原諸島	小笠原諸島	07月03日04時24分	雷	

レーダー

07月03日06時15分



衛星画像

07月03日06時00分



まとめ

要配慮者利用施設の管理者は、

◎事前の備え

ハザードマップ等を通じて施設の水害リスクを把握し、

①避難確保計画の作成

②計画に基づく訓練の実施

◎災害時の避難

台風等の大雨の際には、情報を収集し、「気象情報」、「河川情報」
「避難情報」に注意し、

③「避難準備・高齢者等避難開始」の発令で速やかに避難を開始する。(垂直避難含む)

「逃げ遅れによる人命の喪失を防ぐことが最大の目的です。」
ご協力をよろしくお願いいたします。